

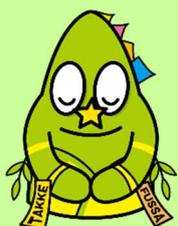
# 農地パトロールについて

平成27年5月8日（金）に、農地パトロールを実施し、対象農地の所有者の方に結果を文書で送付いたしました。

今回のパトロールでは、概ね適正に農地利用がなされていることが確認できました。

生産緑地や相続税等納税猶予などの各制度を利用されている方は、優遇を継続するためにも肥培管理は必須となります。

今後も御理解、御協力をよろしくお願いいたします。



農林業センサス・農業者アンケート

御協力ありがとうございました！



福生市公式キャラクター たっけー☆☆

## ！病害虫情報！

福生市内で外来種「クロジャコウカミキリ」が確認されています。

人体への害はありませんが、幼虫はサクラやウメ、クヌギなどの樹木に寄生し、成体になるまでの数年間にわたって幹の中を食べ進みます。空洞化した樹木は、立ち枯れや倒木を引き起こしやすくなります。

また、幼虫に寄生された樹木の特徴として、樹皮にフラス（食べかすや糞の塊、カリントウ状）が排出されます。

成体やフラスの排出を見つけた際は、農業委員会事務局へ御連絡ください。



成体



フラスの排出

# 都市農業振興基本法 成立

平成 27 年 4 月 16 日、衆議院本会議にて『都市農業振興基本法』が全会一致で可決・成立しました。

この法律は、都市農業の安定的な継続を図るとともに、「農産物の提供」「防災空間の確保」「良好な景観の形成」等の多様な機能が十分に発揮されることを通じて、良好な都市環境の形成に資することを目的に制定されました。

都市農業振興基本法では、**基本理念**として次の3点が掲げられています。

1. 都市農業の多様な機能の適切かつ十分な発揮と都市農地の有効な活用及び適正な保全が図られるべきこと
2. 良好な市街地形成における農との共存が図られるべきこと
3. 国民の理解の下に施策が推進されるべきこと

これらの基本理念の下、政府に対し、必要な法制上、財政上、税制上、金融上の措置を講じるよう求めています。また、地方公共団体は、政府が作成する都市農業振興基本計画を基本とした、**地方計画**を策定することになっています。今後、国及び地方公共団体は施策の具体的な検討を進めていきます。

この都市農業振興基本法の成立の他、「農業協同組合法」「農地法」「農業委員会法」も改正され、本年は“農業改革の年”とも言われています。今後の動きを、注意深く見守っていきましょう。

## ★行事予定★

### ■産業祭（福生ふれあいフェスティバル）

日時：平成 27 年 11 月 1 日（日） 午前 10 時から

場所：福生野球場

### ■農産物共進会

日時：平成 27 年 11 月 15 日（日） 午前 9 時から

場所：JA にしたま福生支店駐車場



☆☆☆ お気軽にお問い合わせください！ ☆☆☆

福生市農業委員会事務局（福生市生活環境部シティセールス推進課内）

電話：042-551-1699 FAX：042-552-2622 メール：f-sinkou@city.fussa.tokyo.jp